

今日の民謡概念論争における伝承性の意義 : 「労働者民話」Arbeitervolksliedをめぐって

その他(別言語等)のタイトル	Über das Traditionelle-Prinzip bei der Neubestimmung des Volksliedbegriffes
著者	坂西 八郎
雑誌名	室蘭工業大学研究報告. 文科編
巻	6
号	2
ページ	169-188
発行年	1968-07-20
URL	http://hdl.handle.net/10258/3321

今日の民謡概念論争における伝承性の意義

—「労働者民謡」Arbeitervolkslied をめぐって—

坂 西 八 郎

Über das Traditionelle-Prinzip bei der Neubestimmung des Volksliedbegriffes

Hachiro Sakanishi

Zusammenfassung

Die Frage, ob das Arbeiterlied wirklich dem Volkslied gehört, ist seit 1950 mehrfach gestellt worden.

Wolfgang Steinitz schuf dafür einen Neubegriff, das Arbeitervolkslied. Er bezeichnete auch in seinem »Рабочая песня и народная песня« von 1964 das Arbeitervolkslied als ein Volkslied, dessen Thematik aus dem Arbeiterleben stammt und dessen Träger vorwiegend Arbeiter waren. Bei seiner Neubestimmung des Volksliedbegriffes spielt hauptsächlich ein Prinzip der folkloristischen Tradition eine wichtige Rolle.

Unsere Aufgabe besteht darin, sein Traditionelle-Prinzip auf dem geschichtlichen Aspekte der Volkslied-Forschung auseinanderzusetzen.

目 次

I. 今日的状況における民謡概念	169
II. 「労働者民謡」das Arbeitervolkslied の実像と伝承性の意義	172
1. 社会主義諸国における概念の混乱と「労働者民謡」の実像	172
2. 伝承の歴史的境位と「労働者民謡」の消滅	183
III. 民謡概念史における伝承のイデオの意義	187

I. 今日の状況における民謡概念

ドイツ民謡研究における、民謡概念をめぐる論争は、つねに学の根本的な課題としての位置を占めている。そして当然、研究の前進にとって主導的役割りを演ずるさまざまな概念が、この論争の場に提起されてくる。あたかも

社会科学や自然科学の研究史が、いわゆる仮説提起の歴史と等置することが可能であるごとく、民謡研究史もまた、これらの民謡概念の提起の歴史と等置することさえ可能なほどである。

民謡概念の変遷に関する、第二次大戦前の歴史を、われわれは、ユリアン・フォン・プリコフスキー (Julian von Pulikowski) の、『音楽的著作における民謡概念の歴史』(Geschichte des Begriffes Volkslied im Musikalischen Schrifttum. Heidelberg. 1933.) において、詳細にみることができよう。

第二次大戦後の今日、民謡愛好の波が非常に高まりをみせているが、これは、発達した資本主義国における人間の疎外と文化の頽廃に対する反撥と、民族的独立の多様な動きを背景とした全世界的なナショナリズム昂揚が、大きな要因となっているとみなされる。

民謡研究は、この民謡愛好の波を高めた現実的条件からも規制を受けているのである。

その後者では、各国のナショナリズムを支えている、各国の農民と労働者層の歌謡に関して、実際それが民謡に属しているか否かという論争が、アメリカ、フランス、イタリー、西独、東欧社会主義諸国を湧き立たせている。チェコの指導的な民謡研究者、V. カルブシキー (V. Karbusický) をはじめとする研究者集団¹⁾による、同国の労働者の歌謡に関する総括的業績が、1950年代以降、継続的に発表されるに及び、アメリカ、フランス、イタリー、西独、東欧社会主義諸国の民謡研究者の間に、上述のごとき民謡の概念論争が一段と活潑になされるにいたった。

すでに1920年～1930年代に、「ドイツ民謡文庫」(Deutsches Volksliedarchiv, Freiburg in Breisgau, seit 1914-)の創立者である、偉大なジョン・マイアー (John Meier) は、後にはそのためにナチスの圧迫を受けたのであるが屈せず、1848年の挫折した三月革命前後における、革命的な労働者・農民・市民・学生の民謡——彼等が創造し、享受した民謡、並びに彼等を讃えた民謡——の研究に着手していた²⁾。ドイツ民謡研究全体にこのような学的傾向があったわけではないが、J. マイアーの志向³⁾は、今日における上述のごとき論争の場に臨んでも、ドイツ民謡研究が一定の指導的役割りを果たすことのできる基礎ともなっている。

義の民謡概念も創出された。……であるから、概念規定は学の必要テーマである。それは、民謡の歴史と民謡再生運動を理解するのに必要であるのみならず、民謡の実像を理解するためにも必要なのである」⁵⁾。(この引用文中の傍点箇所は、原文において隔字体活字の部分である——本稿の筆者註)

以上の、W. ヴィオラの見解は、民謡概念の性格をあますところなく表現しているとみなされる。これに従えば、W. シュタイニッツが中心に据えた、「民間伝承」のイデーは、すでにそれ自体が彼の民謡概念の主要内容を構成するのであるし、そして、彼の研究を導く星としてのイデーなのである。われわれにとっては、彼の「民間伝承」のイデーの把握とともに、彼の所論の真意を把握することが可能となるのである。だが、あくまでも、W. ヴィオラの述べる如く、本稿に用いられる概念という用語は、決して論理学のそれと同一に理解され使用されるものではない。W. シュタイニッツ自身も自己の民謡概念を、厳密な定義の形で述べたことはなかったのである。

註

- 1) V. V. Čičerov; A. Demšic; M. Druksin; Je. Gippius; V. Čistov などの人々。
- 2) 例えば、1848年にウィーンで銃殺刑に処せられた、『ローベルト・ブルームを讃える歌』(Das Lied auf Robert Blum)の研究及び其他。
- 3) J. マイアーの後をうけた、ドイツ民謡文庫第二代所長、エーリヒ・ゼーマン(Erich Seemann)も、第二次大戦前、アルフレート・ヴイルト(Alfred Wirth)とともに、ローベルトブルームの歌を研究している。その成果は、『民謡研究年報 I.』(«Jahrbuch für Volksliedforschung I. S. 170-S. 179»)に掲載された。
- 4) Das echte~を「きっすいの～」と訳すが、原俊彦:『ドイツ民謡選』三修社、Das genuine~「きっすいの～」と異なる。
- 5) 同書55ページ。

II. 「労働者民謡」 das Arbeitervolkslied

の実像と伝承性の意義

1. 社会主義諸国における概念の混乱と「労働者民謡」の実像

労働者の歌謡と民謡に関する今日の論争において、普遍的な混乱は、「労働者の歌謡は、とりまなおさず民謡である」という民謡把握から惹きおこされている。ここで労働者の歌謡とは、前節で触れたごとく、彼等(農民も含める)が創造し、享受し、また彼等を讃える歌謡を意味することにかわりは

ない。諸国の労働者の歌謡の発生事情も異なり、またその研究史も異なるのであるが、この誤まった民謡把握においては共通しているようにみえる。そして、社会主義国において、当面この誤まりは大きいと思われる。

W. ヴィオラは、『民謡の衰微とその第二の存在』(Der Untergang des Volkslieds und sein zweites Dasein. Kassel. 1959. In: Musikalische Zeitfragen. VII. Das Volkslied Heute.)において、それを次のごとく指摘している。

「社会主義においては、しばしば、政治闘争、政治的党派の歌謡が、或いは、勤労大衆の歌謡が、現代の民謡とみなされる。『これらの、捕えられた者、バルチザン戦士、デモ隊、スペイン人民戦線の兵士や赤衛軍の歌唱や、苦しみ、戦い、希望、平和、建設(社会主義建設を指す——本稿の筆者註)、勝利の歌謡は、きっすいの民衆音楽 die echte Volksmusik である』。かくして、民謡の概念と、政治的な大衆歌 das politische Massenlied とは錯綜しているのである¹⁾」。(この引用文中の『 』括弧内の引用文は、エルンスト・H. マイヤー(Ernst H. Meyer)の1952年の論文から、W. ヴィオラが引用した。E. H. マイヤーは、「民謡」Volkslied と「民衆音楽」Volksmusik を同義語として用いている。——本稿の筆者註)

たしかに、このような民謡把握がみられる。そしてそれは一般的にみられる。E. H. マイヤー其他は、このような民謡把握に立脚して——すなわち、彼等の民謡概念に導かれて、『混声合唱のための新民謡集』(Neues Volksliederbuch für gemischter Chor. Leipzig. 1955.)を編纂したが、所収の289曲の民謡の中には、有名無名の作曲家・詩人になる民謡・歌曲と並び、当面問題である所の、労働者の歌謡(「労働者芸術歌曲」das Arbeiterkunstlied——後出)が数多く含まれている。例えば、ヨハネス・R・ベッヒャー(Johannes R. Becher)の作詞とE. H. マイヤーの作曲による『故郷』(Heimat. Wir lassen dich nicht)——1953年合作の歌曲²⁾。あるいは、ベートーヴェン(Ludwig van Beethoven)の作曲(Chorphantasie, op. 80., 1808.)に対する、J. ベッヒャーの作詞、『平和賛歌』(Friedenshymne)——1952年作詞³⁾など

である。これらは、たしかに政治的な大衆歌である。しかし民謡（傍点筆者）であろうか。その点を W. ヴィオラが指摘しているのである。

民謡概念の上述のごとき混乱に対して、W. シュタイニッツは伝承の問題を中心に据えて解決を与えようとした。彼は、『六世紀間の民主的性格のドイツ民謡、第二巻』（«Deutsche Volkslieder demokratischen Charakters aus sechs Jahrhunderten, II. Berlin. 1962.»）において、次のごとく述べている。

「民謡という用語が極めて広義に用いられ、——民謡が、民衆により、大衆により歌われた歌謡であると考えられ、したがって其の際、『インターナショナルの歌』（Internationale）、『国民賛歌』（Nationalhymne）等が同じく民謡と称されるならば、伝承された労働者歌謡 das folklorisierte Arbeiterlied と、伝承されない労働者歌謡 das nichtfolklorisierte Arbeiterlied との客観的な相違が明瞭にされなければならない。

本来の（伝承された）——W. シュタイニッツは注意を促がす（ ）括弧を用いて述べている（本稿の筆者註）——「労働者民謡」 das Arbeitervolkslied と、他の（伝承されない賛歌の類の）労働者歌謡との間に存在する、質的な相違、これを軽視することは、もっぱら、質的に新しいもの、本質的なもの……を、抹殺するのみであろう」⁴⁾。

1964年の、モスクワにおける講演、『労働者歌謡と民謡』では、W. シュタイニッツは、「労働者民謡」の概念をそれとして明確に打ちだすことに集中的な努力を払った。ところで、この「労働者民謡」の概念の形成にとっては、彼の『六世紀間の民主的性格のドイツ民謡』の第二巻を著すための、10年間の研究が、その準備となったのであり、19世紀以降の、革命的な労働者・農民・市民・学生の民謡を検討する過程で、「労働者歌謡」 das Arbeiterlied 乃至「労働者芸術歌曲」、「労働者民謡」の概念がそれぞれ次第に析出されてきたのである。

過ぐるほぼ100年間の勤労人民——W. シュタイニッツは Werktätigenleute という言葉を用いている——の民謡群を、彼はほぼ五つの発展段階に

区切り⁵⁾、その中から、「労働者民謡」の概念の理念型、または典型として、『ロイナの歌』(Das Leunalied)を選んでみている。このことは、講演『労働者歌謡と民謡』でも強調されている。

その五つの発展段階とは、すなわち、次の1.から5.にいたる民謡群の流れ、と規定されている。

1. 19世紀における、特にひどく搾取され、農村の残渣となり、村と緊密に結合した土地労働者(運河・道路・鉄道労働者)及びその他労働者の、あるいは彼等を歌った民謡群。

2. 「三月前期」Vormärzにおける進歩的手工業者、並びに1848年を担った一般的な「自由の歌」Freiheitslieder。この民謡群は、60年以降の社会民主主義運動に直接継承された。そのうち、二三の民謡は、1918年以降の共産主義的運動へと流入した。

3. 社会主義的反抗の歌謡。特に1890年～1914年における、ストライキ闘争と結合した民謡群。

4. 1914年以前における反軍国主義的民謡群、並びに第一次大戦時に創作された、反戦的民謡群。

5. 1918年以降の革命期における新しい創作。この民謡群(本稿の筆者は民謡群とは云い難いと考え、W. シュタイニッツは民謡群としている)は、明確な政治的・革命的性格を有する。

そして、『ロイナの歌』は、上述の1.乃至5.の民謡群の流れにあって、4.及び5.の民謡群の発生期に発生したのである。——その伝承的遡及は別であるが。

「労働者民謡」の実像を把握するため、われわれは、ここでしばらく、『ロイナの歌』を簡単にみる必要がある。この歌の研究は、『六世紀間の民主的性格のドイツ民謡』第II巻、423ページから473ページの間に詳細に報告され、講演においてもその要旨が繰り返されているが、われわれの考察は、それらの報告及び要旨にほぼ従いつつも、W. シュタイニッツがその実証のため用いた資料の、数十分の一の例証にとどまらざるを得ない。

論述の都合上、『ロイナの歌』のテキストを(9)とする。

(Ⅷ) Das Leunalied

(Rot Front. Neues Kampfliederbuch. Berlin. 1925. S. 76)

1. Bei (*Leuna*)⁽¹⁾ sind viele gefallen,
(*Bei Leuna floß Arbeiterblut.*)⁽²⁾
Da haben zwei (*Rotgardisten*)⁽³⁾
Einander die Treue geschworen.
2. Sie schwuren einander die True,
Denn sie hatten einander so lieb.
„Sollte einer von uns beiden fallen,
Schreibt der andre der Mutter 'nen Brief.“
3. Da kam eine (*feindliche Kugel*)⁽⁴⁾
Die du rchbohrte dem einen das Herz.
Für die Eltern, da war es ein Kummer.
(*Für den „Stahlhelm“, da war es ein Scherz.*)⁽⁵⁾
4. Und als nun die Schlacht war zu Ende
Und sie kehrten zurück ins Quartier,
Da hat sich so vieles verändert;
Er nahm einen Bleistift und schrieb auf Papier.
5. Und er schrieb es mit zitternden Händen,
Er schrieb es mit tränendem Blick:
„Euer Sohn ist (*vom „Stahlhelm“ erschossen*)⁽⁶⁾
Liegt bei Leuna, kehrt nimmer zurück!“
6. (*O „Stahlhelm“, dir schwören wir Rache
Für vergossenes Arbeiterblut,
Es kommen die Zeiten der Rache,
Dann bezahlt ihr's mit eigenem Blut!*)⁽⁷⁾
1. ロイナでは多くの人々が倒れた。
ロイナでは労働者達の血が流れた。
その地で、二人の赤衛兵が
互いに誓いをかわしたのだった。

2. 互いに誓いをかわしたのだった、
 というのも、二人はお互いに好いていたから。
 「ぼくたち二人のうちの一人が倒れることになったならば、
 生き残る一人が、母さまに手紙を書くでしょう」。
3. そこに敵の弾丸が飛んで来て、
 一人の心臓を貫いた。
 それは、人の子の親には深い悲哀であり、
 それは、鉄兜団にはただ戯れの仕業であった。
4. さてやっと戦闘が終り
 彼等が宿営にひきあげてみると、
 多くの仲間が死んでいた；が、
 残った一人は鉛筆をとって紙に書いた。
5. 彼はふるえる手で書いた。
 彼は涙の溢れる眼まなこで書いた。
 「息子さんは、〈鉄兜団〉に撃たれました。
 ロイナに倒れています。再びもどりはしません！」。
6. おお〈鉄兜団〉。お前達に対してわれわれは復讐を誓う、
 流された労働者の血のために。
 復讐の時が来たならば、そのたびに、
 お前達の血で罪をつぐなわしてやる！

(暫定的な直訳にとどめる——本稿の筆者註)

さて、この民謡には、約 50 種類ほどの変形ヴァリエーションが存在することが、今日までの研究で明らかにされているが、それをここに提示することは省略したい。ただし、上記の民謡を含む 50 種類に及ぶ変形ヴァリエーションは、1915 年 2 月に創作され、第一次大戦時に歌われた、次の兵士の歌謡から発展したとされる。論述の都合上、そのテキストを (B) とする。メロディーは省略する。

(38) Das Soldatenlied

(L. Steglich: Vom sächsischen Volkslied. Leipzig. 1928. S. 102;
W. Frenzel, F. Karg, A. Spamer: Grundriß der sächsischen
Volkskunde. I. 1932. S. 305)

1. In Bosnien sind viele gefallen,
In Bosnien sind viele geblieb'n.
Da hab'n sich zwei stürmische Feinde
So furchtbar aneinander gebrieb'n.
2. Da haben sich zwei Kameraden geschworen.
Daß einen dem andern treu bleibt,
Daß gleich, wenn der eine gefallen,
Er's gleich seinen Eltern schreibit.
3. Da kam eine Kugel geflogen,
Durchbohrte dem einen das Herz,
Das war für den andern ein Kummer
Und für seine Eltern ein Schmerz.
4. Und als die Schlacht war zu Ende
Und alles wieder im Quartier,
Da hat er sich schnellgewendet
Zum Bleistift und zum Papier.
5. Er schrieb nun mit zitternden Händen
Den betroffenen Eltern nach Haus:
„Euer Sohn hat'ne Kugel getroffen,
Liegt zu Bosnien und steht nicht mehr auf“.
6. Der Mond mit dem blassen Gesichte,
Die Sterne mit funkeln dem Schein,
Sie leuchten dem Soldaten in Bosnien,
So mutig—so kämpf ich allein.

(和訳省略——本稿の筆者註)

さて、テキスト(38)は、ロイナにおける労働者の戦闘の歌であるが、旧来の民謡的表現が十分に継承されているのである。それは例えば、次の部分である。

第1節, 第3行: Da haben zwei ……

第1節, 第4行: Einander die Treue geschworen

第2節: 全体。

第4節: 全体。

第5節, 第1行: Und er schrieb es mit zitternden Händen,

第5節, 第2行: Er schrieb es mit tränendem Blick:

そして、また、テキスト (㉑) がテキスト (㉒) よりも、民謡 (歌謡) 的に単純明解である点で優れているとみなされる。最も平易な証拠は、両テキストの第1節と第2節のうちに見出すことができよう。

この点には W. シュタイニッツは触れていないが、考察を試みよう。

テキスト (㉒) の第1節, 第3行~第4行:

…… zwei …… Feinde (主語),

…… hab'n (sich) …… gerieb'n (動詞).

は、全体の歌詞の中では、偶然的の要素にすぎないのである。

しかし、テキスト (㉑) の第1節, 第3行~第4行:

…… zwei …… Rotgrdisten (主語),

…… haben …… geschworen (動詞).

は、

テキスト (㉑) の第2節, 第1行:

Sie (主語)

と内容的に統一されているのである。

ここには、テキスト (㉒) からテキスト (㉑) への民謡的發展——この概念は曖昧ではあるが——が包蔵されている。その發展の過程には、云うまでもなく、さまざまな移行の中間項が存在するが、本稿ではそれに触れることを省略する。

また、「労働者民謡」のもつ決定的特質は、その階級的・戦闘的表現にあるが、それは例えば、次の点にみることができるであろう。すなわち、

1. テキスト (B) の第 1 節、第 2 行の
In Bosnien sind viele geblieb'n から、
テキスト (A) の第 1 節、第 2 行の
Bei Leuna floß Arbeiterblut へ。
2. テキスト (B) の第 3 節、第 1 行の
Da kam eine Kugel geflogen から、
テキスト (A) の第 3 節、第 1 行の
Da kam eine feindliche …… へ。
3. テキスト (B) の第 5 節、第 3 行の
Euer Sohn hat'ne Kugel getroffen から、
テキスト (A) の第 5 節、第 3 行の
Euer Sohn ist vom, Stahlhelm' erschossen へ。

以上の変化過程における音韻論的考察を、W. シュタイニッツは詳細に究明したが、ここでは省略する。

なお、「労働者民謡」としての階級的・戦闘的表現へと変化した部分を、われわれは、さきに掲げたテキスト (A) 全体に関して、(1)~(7) の記号を付したイタリック体活字の部分にみることができよう。

さらにわれわれは、W. シュタイニッツを越えて、テキスト (B) からテキスト (A) への次の二面の発展、すなわち純民謡的發展——この概念は曖昧ではあるが——と、「労働者民謡」へのイデオロギー的發展が、統一的になされている部分についても考察を試みなければならないが、それは二例にとどめる。それは次の点である。

1. さきにみた、テキスト (B) の第 1 節、第 3 行における、
Feinde

が、テキスト (㉒) の第 1 節、第 3 行における

Rotgardisten

へと変化したことによっても示される。

2. あるいは、テキスト (㉓) の第 6 節から、テキスト (㉒) 第 6 節への転化である。

さて、テキスト (㉓) の第 6 節は、その伝承をさらに溯源することが可能である。J. R. フライターク (J. R. Freitag) の『ザクセン軍の歴史歌』(Historische Lieder des sächsischen Heres. 1892. Nr. 93.) によれば、テキスト (㉓) 第 6 節は、1870 年 9 月 1 日に作詞されたという、セダンの戦闘の歌『戦死する兵士』(Der sterbende Soldat) の終節と近親関係にある。

その終節は、次のごときものである⁶⁾。論述の都合上これを (㉔) とする。

(㉔) Der sterbende Soldot, letzte Strophe.

Und Sonne, Mond und Sterne
Mit ihrem Silberlicht
Die leuchten dem Soldaten
Ins blasse Angesicht.

(和訳省略——本稿の筆者註)

テキスト (㉔) は終節であるが、終節の前の 10 節分を詳細に分析すれば、さらにその民謡的系譜を数百年に及んで溯源することさえ可能であろう。この『戦死する兵士』の第 2 節が、テキスト (㉓) の第 4 節、第 1 行～第 3 行と内容的に近親関係にあることを指摘することもまた可能である。しかし、ここでは考察を終節 (㉔) のみに限定する。

テキスト (㉔) は、極言すれば、テキスト (㉒) の第 6 節への変化の歩みをたどるに際して、すなわち、階級的・戦闘的变化の第一歩として、そのセンチメンタルな、受動的⁷⁾内容のために、削除されることになったと推定されているのである。したがって、或る変形^{ヴァリアンツ}では、テキスト (㉒) の第 5 節に相当する部分が、終節としての完結性をそなえていることさえある。しかも、これは多数例にのぼるのである。それは例えば次の一節である。

Und als nun die Eltern erhielten,
 Daß ihr Sohn sei gefallen im Feld,
 Ein so junges und fröhliches Leben
 Mußte scheiden so früh aus der Welt.

この一節は以下のごとく変化したとみなされる例が存在する。

Und als das die Eltern erfuhren,
 Daß ihr Sohn sei gefall'n in der Schlacht,
 Da bedeckte die Fahne, die rote,
 Den Sohn, der gefallen in der Schlacht.

あるいはまた、他の全く別の民謡発展の系譜にありつつも、『ロイナの歌』流入してきたものが、次の節を形成したとみなされる。

Nun ist er gefallen, ein Toter,
 Seine Augen, sie lieben die Nacht.
 Jetzt bedeckt ihn die Fahne, die rote,
 Und wir folgen ihr in blutiger Schlacht.

そして、さまざまな変化の過程を経て、テキスト(2)の終節を形成したのであろう。

以上の簡単な諸考察は、われわれに、「労働者民謡」の実像を或る程度把握させるであろう。すなわち、「労働者民謡」とは、旧来の民謡的系譜の中に位置を占めつつ、労働者の階級的・戦闘的イデオロギーによって、その表現を変えてきている所の、そして、それが内容的に統一されている民謡である、ということができるのではあるまいか。

註

- 1) 同書10ページ。
- 2) 同書8ページ。
- 3) 同書506ページ。
- 4) 同書序文XXIIIページ。
- 5) 『労働者歌謡と民謡』ドイツ語版12ページでは簡条書きとなっているので、それを引用した。

- 6) L. Ch. Erk u. F. M. Böhme: Deutscher Liederhort. Hildesheim. 1963. Neu-ausgabe. Bd. III. S. 253-S. 254.
- 7) W. シュタイニッツは、民謡的伝承性について述べつつ、この節を、eine sentimentale passive Mondstrophe とよんでいる。

2. 伝承の歴史的境位と「労働者民謡」の消滅

伝承のイデーのもつ、特別な重要性は、既にわれわれがみてきた、「労働者民謡」の特性の把握のみからは決して明らかにされないであろう。

W. ヴィオラは、前掲の J. v. プリコフスキーの著作から、大衆により歌われる歌謡が民謡である、という考えを直接に導き出すことのできる、いわば原型的民謡論の一部を提示している。

「この見解は、既に 18 世紀に準備されたのである。すなわち、『一つの民族 eine Stamme の成員は、二つの異なる階級にわかれる。その一つは、人間性の肉体的側面に寄与し、いま一つは、人間性の精神的側面に寄与する。民衆 das Volk という言葉は、それ故に、狭義においては、人間の精神的資質の改良ではなく、人間の肉体的資質の改良に、自己の職業を選んだ所の、人類の大多数の階級を暗示している』¹⁾。『 』括弧内の引用文は、J. v. プリコフスキーが、H. Ch. コッホ (H. Ch. Koch) の 1795 年の論文を引用したものである。——本稿の筆者註)

H. Ch. コッホにおける階級概念は、支配・被支配、搾取・被搾取関係の認識を契機とする近代の階級観にはほど遠いのであるが、それはそれとして置こう。問題は、H. Ch. コッホの「民衆」das Volk 把握から出発する所の、「民謡」das Volkslied の概念が、正に、大衆・民衆の歌謡全体を意味する原型として、今日に至るまで、大きな影響力をもっていることである。それは、既にわれわれがみた、『ロイナの歌』の伝承性と表裏一体になっている所の、大衆性の概念と重なり合う。それであるから、「労働者民謡」の概念折出は、かえって大衆により歌われる歌謡が民謡なのであるという考えを一層補強するごとくみえる。

W. シュタイニッツの意図は、その反対の所にあった。すなわち、「労働者

民謡」の概念を析出することを以って、»大衆により歌われる歌謡はとりも直さず民謡である« という、混乱を招く民謡把握をしりぞける所にあった。そして彼は、その際、伝承のイデーを根本に据えているのである。

そもそも、W. シュタイニッツにおける伝承は、次のごとき理解を前提とすることを示している。

「封建制度のもとにあつて、民間伝承 Folklore、すなわち、勤労人民の文化的伝承が、支配階級の文化に対抗しながら成立した。なるほど、両者間の多様の相互影響というものはあり得る。しかし、本質的に両者は異なる存在様式である」²⁾。

すなわち、W. シュタイニッツによれば、文字をもたない民衆は、自己の文化の維持・発展に必要な唯一の手段である、「民間伝承」——この場合は「口承」die mündliche Tradition を以って、支配階級の優越した文化的手段である、「文書による伝承」die schriftliche Tradition に対抗したのであった。

勤労人民が、最終的な、支配・被支配、搾取・被搾取という階級対立の消滅にむかつて歩みだした歴史的時期にあつては、この両伝承様式の対立もまた興味あるやり方で克服されるというのが、W. シュタイニッツの見解である。当面われわれは、この複雑な問題には必要以上深入りすることを避けつつ考察をすすめよう。

われわれは、さきに触れた、19世紀、特にその中葉以降における民謡伝承の、1. から 5. に至る歴史的経過の背後には、伝承消滅の事態もまた進行していたことに着目しなければならない。この消滅とは、単に一つの民謡が発生し、発展し、そして消滅する——あるいは民衆に定着し、あるいは消滅する——という意味の消滅ではなく、全伝承文化の社会的消滅を意味するのである。

伝承の社会的消滅の消極的な側面は、19世紀における、中世的農村共同体の壊滅、農村の資本主義的市場への漸次的繰込みによる、伝承的基盤の破壊を動因として展開される。プロイセン農政の展開につれて、西南ドイツと東北ドイツではその様相は異なるが、この伝承的基盤の物質的・精神的内実は、殆んど破壊されるに至ったのである。多くの農民が、都市に流入して労

働者になるか、アメリカ移民になるかして農村から駆逐されていった。残存した農民は、中世的農村共同体にとってかわった、資本主義的生産組織、農業協同組合組織が、近代的農法の普及手段として講じた農民教育によって、文字をもたせられることになったのである。もっとも、東北ドイツのユンカー農場に束縛されていた土地労働者は、最後まで文字とは無縁な存在ではあったが。

伝承の社会的消滅の積極的な側面は、H. Ch. コッホの意味する、「人間の肉体的資質の改良に、自己の職業を選んだ所の、人類の大多数の階級」、すなわち、19世紀来から20世紀初頭にかけての都市在住の労働者大衆が、積極的に、文化の伝承の様式への愛着から脱皮したことを動因として展開される。その結果、「労働者民謡」は、「労働者歌謡」乃至「労働者芸術歌曲」に次第に脱皮してゆくことになった。

「革命的労働者民謡は、ドイツにおいては、ただ1918年～1924年の革命の年に新たに発生したのである。この種類の最後の歌は、『小さいラップ手』(Der kleine Tranpeter)であり、それは、1925年初頭に創作された。それ以降、革命運動の中で、広域伝播した新しい民謡というものは、もはや存在しない。(個々の、地方的に制約された歌は僅少量存在しはする)。この事態は偶然ではない。この時期(1927年～1928年)には、ドイツの共産主義的運動の大興隆との関連において、体系だった共産主義的作品が開花した。宣伝煽動隊 Agitproptruppen の時代が始まった。——ブレヒト(Brecht)、アイスラー(Eisler)、ヴァイナート(Weinert)等、左翼作家、作曲家との緊密な連携の時代が始まった。『コミンテルンの歌』(Kominternlied)が1929年、『団結の歌』(Solidaritätslied)が1931年に創作された。これらの宣伝煽動の歌は、日常的闘争の促進に敏速に反応したのであるが、これらの歌と並ぶ所の、労働者民謡というものは、もはや発生しなかった」⁴⁾。

いうまでもなく、発達した資本主義諸国における一般普通教育の普及は、資本主義的生産の維持・発展から要請されるとともに、それを質的・量的に

上まわる労働者階級を中心とする全勤労人民の教育要求に基づくとされる。ドイツにおいても、忠実なペスタロッチ主義者ディーステルヴェーク (Friedrich Adolf Wilhelm Diesterweg) の教育活動が示すごとく、それは例外でないのであり、W. シュタイニッツの上掲の指摘、労働運動における左翼作家、作曲家との連携の発生と、労働者階級による全面的教育要求の提起とは、深く内的に結合した問題である。伝承様式の消滅は、かくして総体的には大衆のイニシアチブによってなし遂げられる。労働者階級による、非伝承的・文書伝承的文化の獲得は、そこに、「労働者民謡」とは異なる存在様式の、「労働者芸術歌曲」の発生・発展を惹起するのである。

なお、今日の東欧諸国は、比較的未発達な資本主義国より社会主義国への転換をとげたのであり、したがってその社会には、なお多くの伝承的基盤が存在するのであるが、それに関して、W. シュタイニッツは次のごとく述べているので、指摘しておくことにとどめたい。

「社会主義国における労働者階級の解放は、労働者の完全な文化的能力の開花を招くであろう。——しかし、それとともに、例えばドイツ民主主義共和国、チェコスロバキア、ハンガリーにおいては、民間伝承形態の新たな展開はなされないであろう。今日の民間芸術は、これらの社会主義国にあっては、民間伝承的法則性に依らず、非民間伝承的・文書伝承的の法則性に依っている。労働者及び農民の文学活動は、もし彼等に、学習、自己修練の指導を受ける可能性が存在するならば、……民間伝承的要素と訣別するのである……」⁵⁾。

われわれは、以上に、W. シュタイニッツの意味する労働者民謡の特性と、民間伝承の歴史的・階級的位置をみてきたのであるが、その結果、E. H. マイヤー其他の民謡集にみられる所の、古い民謡、「労働者民謡」、労働者芸術歌曲等の概念の混乱から脱することが可能となった。W. シュタイニッツの伝承性の特別な重視、歴史的把握は、この混乱からの離脱に大きな役割りを果しているといわれなければならないのである。

註

- 1) W. ヴイオラ：『きっすいの民謡』, 10 ページの脚註。
- 2) W. シュタイニッツ：『労働者歌謡と民謡』, ドイツ語版, 10 ページ。
- 3) 拙稿：EB『ドイツ民謡集』とその周辺 (上), 日本独文学会北海道支部機関紙「ノルデン」, 5, 9 ページ以下。
- 4) W. シュタイニッツ：『労働者歌謡と民謡』, ドイツ語版, 12 ページ。
- 5) 同上, 10 ページ。

III. 民謡概念史における伝承イデーの意義

最後に、われわれは民謡概念論争において、W. シュタイニッツの伝承のイデーがもつ意義について簡単に触れ、この稿を完結することにした。

ドイツ民謡研究史におけるジョン・マイヤーの直接の先達、ルードヴィヒ・クリスチャン・エルク (Ludwig Christian Erk), 並びにフランツ・マグヌス・ベーム (Franz Magnus Böhme) の『ドイツ民謡集』(Deutscher Liederhort, I-III Bd. Leipzig. 1893) 出版により、研究はようやく学的確立を宣言したとみなされる¹⁾。19世紀末期の段階におけるドイツ民謡研究は、プロイセン文教政策の直接的影響を強く受けていたのであった。そのため、この民謡集は、19世紀中葉以降の革命的な労働者・農民・市民・学生の民謡を、殆んど掲載していない。この民謡集が主として掲載しているのは、ほぼルター以降19世紀末に至る、古い農村の民謡である。L. Ch. エルク並びに F. M. ベーム等が民謡蒐集に費した数十年間は、一方で、社会的に、伝承民謡の消滅が急速に進行してはいたが、伝承の消滅自体が研究対象として登場することはなかった。古い農村の民謡を研究対象にしている限りは、伝承は自明の前提なのである。伝承消滅が急速に進行している社会・文化・環境を土台として発生・発展する民謡、すなわち、「労働者民謡」を研究対象とする今日の研究段階に至って、はじめて、この伝承の消滅自体が、民謡の非伝承的存在への発展との関連において、研究対象に登場したのは当然であった。

L. Ch. エルク並びに F. M. ベーム時代からはじまり、J. マイアー、J. ポンメル (Joseph Ponmer) にいたる、「きっすいの民謡」das echte Volkslied と「民謡風歌曲」das volkstümliche Lied に関する論争や、「受容的立場」Rezeptionsstandpunkt と「創造的立場」Produktionsstandpunkt に関する論争は、

概して、民謡の創作過程に力点を置いた、民謡概念論争であった。W. シュタイニッツは、この論争の成果を継承しているのではあるが、既に論点は創作過程をあまり重視することを必要としない。彼は二つの原理、「個人的創作の原理」 ein Prinzip des individuellen Schaffens と、「集団的創作の原理」 ein Prinzip des kollektiven Schaffens を設定することにより、問題を明解に処理した。これには別の機会に触れるべきであろう。労働者の歌謡が、民謡に属するか否かという今日の問題にあつては、伝承性が重要な問題解決の鍵となるのであり、民謡概念論争の力点は、どちらかといえば創作過程から伝承過程に移行した。W. シュタイニッツは、この問題を、「民間伝承の原理」 ein Prinzip der folkloristischen Tradition と、「文書伝承の原理」 ein Prinzip der literalischen Tradition の二原理によって解決したのであるが、それは既にわれわれのみたところである。

しかし、創作過程と伝承過程は、すなわち、上述の四原理は、統一的に把握されるべきである。われわれは、別の機会において W. シュタイニッツにおけるこの統一的把握の度合を考察・検討し、民謡概念論争をさらに一步前進させる課題にとりくまなければならない。

註

1) 拙稿：EB『ドイツ民謡集』とその周辺(上)、「ノルデン」, 5, 2 ページ。

補註 「歌謡」と「歌曲」：——本稿では「労働者歌謡」と「労働者芸術歌曲」——、この概念の普遍的な定義は未だ確立されていないとみるべきであろう。それは未だ論争過程にある。

また、「労働者芸術歌曲」 Arbeiterkunstlied という言葉を W. シュタイニッツは用いていない。これは、本稿筆者の便宜的用語であつて、この言葉は「労働者歌謡」 Arbeiterlied と同一視しても、本稿においては、それほど大きな障害はない。

民謡研究上の用語の不統一は、この学の若さを示す。仲井幸二郎は『民謡研究の問題点』(日本歌謡学会機関紙「日本歌謡研究」, 第4号, 33 ページ~35 ページ)において、日本歌謡研究上の同じ問題点を指摘している。

(昭和43年4月16日受理)